

区分	質問	回答
対象者	過去に市内で1年以上事業を営んでいた場合、対象となりますか。	対象となりません。 採択申請開始日（公募開始日）の直近1年以上、市内で事業実績がある中小企業者が対象となります。
対象者	補助金を申請したいため、対象団体への加入を検討していますが、加入前に申請することは可能はですか。	申請日現在において、会員でないと申請はできません。 また、加入直後に支援計画書の作成が可能であるかは、各団体にお問合せください
対象者	本店所在地は豊田市外にあり、事業所が豊田市内にある場合、申請できますか。	本店所在地が豊田市外であっても申請することができます。ただし、対象団体の会員であり、市内で1年以上事業を営んでいることが条件となります。
対象事業	どういった事業が対象となりますか。	市内で実施する商業であって、時勢に応じた事業転換、事業拡大及び業務効率化が対象となります。
対象経費	店舗兼住宅の場合、建設・改修費の対象となりますか。	事業に使用する部分と居住に使用する部分の建設改修費が明確に分かれている場合を除き、対象となりません。
対象経費	新たに機械装置を設置するために、元々あった機械装置を撤去しました。撤去にかかった費用や処分費用は対象となりますか。	既存設備の撤去費用等は対象となりません。
対象経費	自社で販売している機械装置を、自社の事業所に設置した場合は対象となりますか。	支払が発生したものであれば対象となります。 ただし、自社で行った設置工事など、支払いが発生しなかったものは対象となりません。
対象経費	リース契約、リース商品は対象となりますか。	リース契約、リース商品は対象となりません。
対象経費	機械装置を自作する場合の部品は対象となりますか。	自社で製造する製品及び自社で製造するための原材料費は対象となりません。
対象経費	機械装置にオプションを付けた場合、追加費用も対象となりますか。	事業の実施に必要な不可欠であると認められる場合を除き、対象となりません。
対象経費	製品（店舗）によりオプションで付けられる保証等の追加費用は補助対象になりますか。	保証等に係る費用については対象となりません。
対象経費	消耗品は備品に含まれますか。 また、消耗品と備品の違いを教えてください。	消耗品は備品に含まれません。備品とは、性質及び形状を変えずに比較的長期の使用に耐えられるものを言います。
対象経費	チラシや広告のデザイン費は対象となりますか。	広告宣伝のためのデザイン費は対象となりません。
対象経費	ネットショップでの購入や、電子マネーでの支払いによる購入も補助対象になりますか。	対象となります。ただし、領収書等が添付できない場合は補助金を交付することができません。購入前に、領収書等の発行が可能であるかご確認ください。（決裁方法等の選択肢が多岐に渡り、この件については事前相談での判断が難しいため、領収書の発行が可能なお店での購入をおすすめします。）

対象経費	ポイント支払いは、どのような取扱いになりますか。	原則、ポイント等を利用して取得した補助対象経費については対象となりません。
対象経費	補助対象の機器等を中古で購入する場合でも対象となりますか。	原則、対象となりません。ただし、2者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合は対象となります。
対象経費	親族や従業員などの、経営者以外の者が購入した場合は（立て替え払い）は対象となりますか。	<p>第三者による立て替え払いも対象としています。ただし、以下の書類の写しの添付が必要になります。</p> <p>（③は立て替え者に対し、会社として支払いしているかを確認するためにもらう。）</p> <p>【立て替えを現金で精算した場合】</p> <p>①注文明細書 ②立て替え者名の記載された領収書（販売店が発行） ③会社名が記載された領収書（立て替え者が発行） ④現金出納帳（当該金銭の動きが記載されているところ）</p> <p>【立て替えを振込で精算した場合】</p> <p>①注文明細書 ②立て替え者名の記載された領収書（販売店が発行） ③立て替え者への振込依頼書 ④口座取引が確認できる書類</p>
採択申請	メールで申請する場合、登記簿謄本（個人事業主の場合は、住民票）はどのように提出すればよいですか。	紙で印刷されたものをスキャンまたは撮影し、データ化したものを提出してください。
採択申請	メールで申請する場合、完納証明書はどのように提出すればよいですか。	紙で印刷されたものをスキャンまたは撮影し、データ化したものを提出してください。
採択申請	市内で複数の事業所（店舗）を有しています。採択申請は事業所ごとに提出できますか。	事業所数に関わらず、同一の公募期間に申請できるのは、1事業者につき1回限りです。また、交付決定については、1事業者につき、同一年度当たり1回限りとなり支援計画書の作成を依頼する団体の優先順位は、地域経済団体（豊田商工会議所及び市内商工会）、商店街振興組合、事業協同組合、その他商店街振興組合に準ずる団体となります。
採択申請	2つ以上の対象団体の会員である場合、どちらへ支援計画書の作成依頼をしたらよいですか。	

採択申請	審査結果はどれくらいで通知されますか。	公募期間終了後、1か月程度で審査結果の通知を行います。
事業実施	交付決定後に、購入する物品を変更することができますか。	様式5号により変更承認申請を行い、承認された場合に限り、変更することができます。
事業実施	交付申請時に提出した見積書と異なる販売店から購入することはできますか。	購入する物品に変更がない場合は、購入元を変更することができます。
変更承認申請	購入する物品の価格が改定された場合、変更承認申請を行う必要がありますか。	購入する物品に変更がない場合は、変更承認申請は不要です。 ただし、価格が上昇した場合であっても、補助金額が増額できない場合があります。
実績報告	実績報告で添付する領収書は写しでもよいですか。	他の補助金との重複申請等の不正を防止するため、原本を提出してください。 また、提出いただいた領収書には確認印を押印します。
支払	補助金はいつごろ支払われますか。	実績報告から約1か月後となります。申請状況によっては振込時期が前後する場合があります。
支払	補助金の振込先にネットバンキングを指定することは可能ですか。	可能です。口座番号や名義が分かる資料（画面コピーなど）を添付してください。
その他	補助金は課税対象になりますか。	原則課税対象になります。申告の詳細については、豊田税務署（35-7777）にお尋ねください。